

# Japanese Bifurcation Club 会則

## 第1条 名称：

本会は Japanese Bifurcation Club（JBC）と称する。

## 第2条 目的：

左冠動脈主幹部（left coronary main trunk：LMT）を含む分岐部病変に焦点をあて、科学的根拠に基づき、日本心血管インターベンション治療学会（CVIT）の特定研究・特定医療技術推進班として会員各位のカテーテル治療における技術の向上、並びに医療技術の発展を通じた社会貢献を目的とする。本会はこの目的を達成するため、JBCとして開催する。JBCの詳細は細則に定める。

## 第3条 事務局：

本会の事務局は豊橋ハートセンター循環器内科内に設置する。

## 第4条 会員：

本会の会員は本会の目的に賛同の上、所定の会費を納入する医師及びコメディカル個人とする。

## 第5条 会費：

本会の会費及び会費納入方法は細則に定める。

## 第6条 役員：

本会は次の役員を定める。

- （1）理事長 1名
- （2）理事 若干名
- （3）世話人 若干名
- （4）事務局長 1名

## 第7条 役員を選出：

本会の役員は次の規定によって選任される。

- （1）理事長は理事会にて選任され、世話人の合議に基づき互選により選任される。
- （2）理事は理事長により選任され、世話人の合意に基づき互選により選任される。
- （3）新たな世話人は世話人の合議に基づき互選により選任される。
- （4）事務局長は理事長が任命する。
- （5）会計監査人は事務局長指定の公認会計士又はそれに準ずる者に一任する。

## 第8条 役員職務：

本会の役員は次の職務を行う。

(1) 理事長は本会を代表、JBC を開催する。

(2) 理事は理事長を補佐する。

(3) 理事長は世話人会を組織して会務を執行する。本会における最高の意思決定機関とする世話人会は、少なくとも年一回開催される。特別の定めがない場合は世話人会出席者の過半数により、若しくは理事又は理事長が発議・発案した案件と質疑に対する過半数世話人による書面による意思表示により、世話人会の議決とする。

(4) 事務局長は事務局の業務を統括して執行する。

## 第9条 役員の任期：

本会の役員の任期は次のとおりとする。

(1) 理事長の任期は任期前の JBC 終了の翌日から理事長として担当すべき終了の日までとする。

(2) 理事の任期は(1)の規定に準ずる。

(3) 会計監査人の任期は事務局長が決める。

(4) 世話人は JBC の活動に賛同するものとし、会合には原則出席する必要がある。会合の公式通知が事務局より配信されたにもかかわらず、無断欠席が3回続けば世話人会で審議され退会の措置が取られる。

## 第10条 事業年度と収支決算：

(1) 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(2) 収支決算は、毎年事業年度終了後に理事長が事務局に委託する。

(3) 収支決算は会計監査人の監査の後、世話人会において承認を受けるものとする。

## 第11条 事業年度：

本会の事業年度は4月1日から3月31日とする。

### 細則

第1条 本会の会費は5,000円(1年間)として、JBCの事業年度内に納める。

第2条 本会の入会については、世話人の推薦を受けるべきものとする。

第3条 本会は平成24年4月1日に設立、本会則を施行とする。

以上

平成24年4月1日

改訂:平成29年11月1日

Japanese Bifurcation Club 理事長

挽地 裕